

運輸安全委員会をめぐる動き

居眠りによる船舶事故防止に関する意見について（国土交通大臣宛て）

昨年（平成 22 年）5 月 28 日、当委員会は、複数の事故調査等の結果に鑑み、居眠りによる船舶事故の発生を防止するため、国土交通大臣に対して、運輸安全委員会設置法第 28 条の規定に基づいて、以下のとおり意見を述べました。

国土交通大臣は、以下の居眠りによる船舶事故（以下、「居眠り船舶事故」という。）の発生状況を踏まえ、総トン数 500 トン未満の内航船等※を含め、居眠り防止装置の義務化等の居眠り防止のための施策を検討すべきである。

- ① 居眠り船舶事故は、船舶事故の約 10% を占め、乗揚においては約 23% を占めている。
- ② 居眠り船舶事故は、総トン数 500 トン未満の船舶が約 96% を占めている。
- ③ 居眠り船舶事故は、漁船が最も多く、次いで貨物船となっており、これらの船種が約 86% を占めている。
- ④ 居眠り船舶事故は、単独当直にて、自動操舵装置を使用し、いすに座った状況で多く発生している。
- ⑤ 居眠り船舶事故では、その発生要因として、疲労、寝不足、気の緩みや、わずかではあるが薬の服用、睡眠時無呼吸症候群等の疾患等が確認された。
- ⑥ 居眠り船舶事故の船舶には、居眠り防止装置を設置したものは少なく、設置されていた船舶でも電源を切っているものもあった。なお、居眠り船舶事故の発生状況は、平成 16 年 1 月から平成 22 年 3 月までに公表された船舶事故調査報告書等による。

※「総トン数 500 トン未満の内航船等」とは、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」において、航海機器搭載などの適用の程度が各国主管庁の裁量に委ねられている内航船（総トン数 500 トン未満）や漁船等を指す。

意見に対する国土交通省の対応措置について

国土交通省では、当委員会からの意見を踏まえ、本年（平成 23 年）5 月 31 日、「船舶設備規程等の一部を改正する省令」（平成 23 年国土交通省令第 45 号）を公布し、総トン数 500 トン未満の内航船を含む船舶に対して船橋航海当直警報装置の設置等を義務付けました。

改正の概要等は以下のとおりです（国土交通省海事局資料による）。

1. 改正の経緯（抜粋）

今般、船橋航海当直者の居眠り等による事故の状況に鑑み、平成 21 年 6 月に国際海事機関（IMO）において、旅客船及び総トン数 150 トン以上の旅客船以外の船舶について、船橋航海当直警報装置（以下「BNWAS※」という。）の搭載義務付け等に関する SOLAS 条約附属書改正案が採択された。我が国においても、改正内容を担保するため、船舶設備規程等において所要の改正を行う。

※BNWAS : Bridge Navigational Watch Alarm System

居眠り等船橋航海当直者の異常を感知した場合、船橋、船長室等に警報を鳴らすことにより、事故を防ぐシステム

2. 改正の概要

(1) BNWAS の搭載義務化

対象船舶※に、順次 BNWAS の搭載を義務付ける。

※搭載義務対象船舶及び適用日並びに搭載する装置の種類は下図参照。

(2) 船長に対する作動義務

船長に対し、航行中（漁ろう中、漂泊中を含む。）の BNWAS の常時作動を義務付ける。（ただし、平成 23 年 7 月 1 日前に搭載した装置の性能上、常時作動できないやむを得ない事由（前進時のみ作動、低速時非作動等）がある場合を除く。）

○搭載義務対象船舶及び適用日

新造船：2011 年 7 月 1 日以降に建造された船舶

総トン数	0トン	150トン	500トン	3000トン
国際航海に従事する船舶	旅客船	2012年7月1日以降の最初の検査時		
	旅客船以外	2014年7月1日以降の最初の検査時		
国際航海に従事しない船舶	旅客船	2013年7月1日以降の最初の検査時		
	旅客船以外	2012年7月1日以降の最初の検査時		

（注）二時間限定沿海船及び平水区域を航行区域とする船舶を除く。

現存船：2011 年 7 月 1 日前に建造された船舶

総トン数	0トン	150トン	500トン	3000トン
国際航海に従事する船舶	旅客船	2012年7月1日以降の最初の検査時		
	旅客船以外	2014年7月1日以降の最初の検査時		
国際航海に従事しない船舶	旅客船	2013年7月1日以降の最初の検査時		
	旅客船以外	2012年7月1日以降の最初の検査時		

（注）二時間限定沿海船及び平水区域を航行区域とする船舶を除く。

○搭載する装置の種類

（性能要件が SOLAS 条約で定めた要件を全て満足する装置を第一種 BNWAS、第一種 BNWAS に比べ性能要件を緩和した装置を第二種 BNWAS と定める。）

新造船：2011 年 7 月 1 日以降に建造された船舶

総トン数	0トン	150トン	500トン	3000トン
国際航海に従事する船舶	旅客船	第1種BNWAS		
	旅客船以外	第2種BNWAS		
国際航海に従事しない船舶	旅客船	第2種BNWAS		
	旅客船以外	第2種BNWAS		

漁船（自ら漁ろうに従事する船舶に限る）

現存船（Case. 1）：2011 年 7 月 1 日前に建造された船舶であって、2011 年 7 月 1 日以降に BNWAS を搭載する場合

総トン数	0トン	150トン	500トン	3000トン
国際航海に従事する船舶	旅客船	第1種BNWAS		
	旅客船以外	第2種BNWAS		
国際航海に従事しない船舶	旅客船	第2種BNWAS		
	旅客船以外	第2種BNWAS		

漁船（自ら漁ろうに従事する船舶に限る）

現存船（Case. 2）：2011 年 7 月 1 日前に建造された船舶であって、2011 年 7 月 1 日前に BNWAS を搭載する場合

総トン数	0トン	150トン	500トン	3000トン
国際航海に従事する船舶	旅客船	第2種BNWAS（又は、管海官庁が適当と認めるもの）		
	旅客船以外	第2種BNWAS		
国際航海に従事しない船舶	旅客船	第2種BNWAS		
	旅客船以外	第2種BNWAS		

漁船（自ら漁ろうに従事する船舶に限る）

条約上、適用の要件を緩和できる船舶

SOLAS 条約において、BNWAS 搭載の適用の程度が各国主管庁の裁量に委ねられている船舶（①全ての航海に従事する総トン数 150 トン未満の船舶、②国際航海に従事しない総トン数 500 トン未満の船舶、③漁船、④2011 年 7 月 1 日前に建造された全船舶）を指す。

本改正に関してご質問等がありましたら、国土交通省海事局安全基準課までお問い合わせください。

TEL : 03-5253-8636（直通）